

実験動物の飼養及び保管等に関する基準対照表

平成 18 年の基準（環境省告示）	昭和 55 年の基準（総理府告示）	備考
<p>実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年環境省告示第 88 号）</p> <p>第 1 一般原則</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p><u>動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、その科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限り利用に供される動物の数を少なくすること等により動物の適切な利用に配慮すること、並びに利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によって行うことを徹底するために、動物の生理、生態、習性等に配慮し、動物に対する感謝の念及び責任をもって適正な飼養及び保管並びに科学上の利用に努めること。また、実験動物の適正な飼養及び保管により人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止及び周辺の生活環境の保全に努めること。</u></p> <p>2 動物の選定</p> <p>管理者は、施設の立地及び整備の状況、飼養者の飼養能力等の条件を考慮して飼養又は保管をする実験動物の種類等が計画的に選定されるように努めること。</p> <p>3 周知</p> <p><u>実験動物の飼養及び保管並びに科学上の利用が、客観性及び必要に応じた透明性を確保しつつ、動物の愛護及び管理の観点から適切な方法で行われるように、管理者は、本基準の遵守に関する指導を行う委員会の設置又はそれと同等の機能の確保、本基準に即した指針の策定等の措置を講じる等により、施設内における本基準の適正な周知に努めること。</u></p> <p>また、管理者は、関係団体、他の機関等と</p>	<p>実験動物の飼養及び保管等に関する基準（昭和 55 年総理府告示第 6 号）</p> <p>第 1 一般原則</p> <p>管理者等は、実験動物の生理、生態、習性等を理解し、並びに愛情をもって飼養し、及び科学上の利用に供するように努めるとともに、責任をもってこれを保管し、実験動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するように努めること。</p> <p>第 3 導入に当たつての配慮</p> <p>1 管理者及び実験動物管理者は、施設の立地、整備状況及び飼養能力並びに実験実施者が策定した実験等の計画等を勘案の上定められた当該施設の事業計画に基づき、実験動物を導入するように努めること。</p>	

実験動物の飼養及び保管等に関する基準対照表

平成 18 年の基準（環境省告示）	昭和 55 年の基準（総理府告示）	備 考
<p><u>相互に連携を図る等により当該周知が効果的かつ効率的に行われる体制の整備に努めること。</u></p> <p>4 その他</p> <p><u>管理者は、定期的に、本基準及び本基準に即した指針の遵守状況について点検を行い、その結果について適切な方法により公表すること。なお、当該点検結果については、可能な限り、外部の機関等による検証を行うよう努めること。</u></p> <p>第2 定義</p> <p>この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実験等 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。</p> <p>(2) 施設 実験動物の飼養若しくは保管又は実験等を行う施設をいう。</p> <p>(3) 実験動物 実験等の利用に供するため、施設で飼養又は保管をしている哺乳類、鳥類又は爬(は)虫類に属する動物（施設に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。</p> <p>(4) 管理者 実験動物及び施設を管理する者（<u>研究機関の長等の実験動物の飼養又は保管に関して責任を有する者を含む。</u>）をいう。</p> <p>(5) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。</p> <p>(6) 実験実施者 実験等を行う者をいう。</p> <p>(7) 飼養者 実験動物管理者又は実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。</p> <p>(8) 管理者等 管理者、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者をいう。</p> <p>第3 共通基準</p> <p>1 動物の健康及び安全の保持</p>	<p>第2 定義</p> <p>この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(2) 実験等 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。</p> <p>(3) 施設 実験動物の飼養若しくは保管又は実験等を行う施設をいう。</p> <p>(1) 実験動物 実験等の利用に供するため、施設で飼養し、又は保管しているほ乳類及び鳥類に属する動物（施設に導入するため輸送中のものを含む。）をいう。</p> <p>(5) 管理者 実験動物及び施設を管理する者をいう。</p> <p>(6) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。</p> <p>(7) 実験実施者 実験等を行う者をいう。</p> <p>(8) 飼養者 実験動物管理者又は実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。</p> <p>(4) 管理者等 管理者、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者をいう。</p>	

実験動物の飼養及び保管等に関する基準対照表

平成 18 年の基準（環境省告示）	昭和 55 年の基準（総理府告示）	備 考
<p>(1) 飼養及び保管の方法</p> <p>実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。</p> <p>ア 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、<u>適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行うこと。</u></p> <p>イ 実験動物が<u>傷害（実験等の目的に係るものを除く。以下このイにおいて同じ。）を負い、又は実験等の目的に係る疾病以外の疾病（実験等の目的に係るものを除く。以下このイにおいて同じ。）にかか</u>ることを予防する等必要な健康管理を行うこと。<u>また、実験動物が傷害を負い、又は疾病にかかった場合にあつては、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療等を行うこと。</u></p> <p>ウ 実験動物管理者は、施設への実験動物の導入に当たっては、必要に応じて適切な検疫、<u>隔離飼育等を行うことにより、実験実施者、飼養者及び他の実験動物の健康を損ねることのないようにするとともに、必要に応じて飼養環境への順化又は順応を図るための措置を講じること。</u></p> <p>エ <u>異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組合せを考慮した収容を行うこと。</u></p> <p>(2) 施設の構造等</p> <p>管理者は、<u>その管理する施設について、次に掲げる事項に留意し、実験動物の生理、生態、習性等に応じた適切な整備に努めること。</u></p>	<p>第 4 実験動物の健康及び安全の保持</p> <p>3 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。</p> <p>(1) 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験等の目的に支障を及ぼさない範囲で、<u>適切に飼料及び水の給与を行うこと。</u></p> <p>(2) 実験動物が実験等の目的に係る疾病以外の疾病に<u>り患</u>することを予防する等必要な健康管理を行うこと。</p> <p>第 3 導入に当たつての配慮</p> <p>3 実験動物管理者は、施設への実験動物の導入に当たっては、必要に応じて適切な検疫を行い、<u>実験実施者、飼養者及び他の実験動物の健康を損ねることのないようにすること</u></p> <p>第 4 実験動物の健康及び安全の保持</p> <p>2 管理者は、<u>実験動物の飼養及び保管については、その生理、生態、習性等に応じて適切な設備を設けるようにすること。</u></p>	

実験動物の飼養及び保管等に関する基準対照表

平成 18 年の基準（環境省告示）	昭和 55 年の基準（総理府告示）	備 考
<p>ア <u>実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、個々の実験動物が、自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく、泳ぐ等日常的な動作を容易に行うための広さ及び空間を備えること。</u></p> <p>イ <u>実験動物に過度なストレスがかからないように、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。</u></p> <p>ウ <u>床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理が容易な構造とするとともに、実験動物が、突起物、穴、くぼみ、斜面等により傷害等を受けるおそれがない構造とすること。</u></p> <p>(3) 教育訓練等 <u>管理者は、実験動物に関する知識及び経験を有する者を実験動物管理者に充てるようにすること。また、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者の別に応じて必要な教育訓練が確保されるよう努めること。</u></p> <p>2 生活環境の保全 <u>管理者等は、実験動物の汚物等の適切な処理を行うとともに、施設を常に清潔にして、微生物等による環境の汚染及び悪臭、害虫等の発生の防止を図ることによって、また、施設又は設備の整備等により騒音の防止を図ることによって、施設及び施設周辺的生活環境の保全に努めること。</u></p> <p>3 危害等の防止 (1) 施設の構造並びに飼養及び保管の方法 <u>管理者等は、実験動物の飼養又は保管に当たり、次に掲げる措置を講じることにより、実験動物による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。</u></p> <p>ア <u>管理者は、実験動物が逸走しない構造</u></p>	<p>第 4 実験動物の健康及び安全の保持</p> <p>1 管理者は、実験動物に関する知識及び経験を有する者を実験動物管理者に充てるようにすること。</p> <p>第 7 生活環境の保全</p> <p>管理者等は、実験動物の汚物等の適切な処理を行い、及び施設を常に清潔にして微生物等による環境の汚染、悪臭の発生等を防止し、並びに施設の整備等により騒音の防止を図ることによって、生活環境の保全に努めること。</p>	

実験動物の飼養及び保管等に関する基準対照表

平成 18 年の基準（環境省告示）	昭和 55 年の基準（総理府告示）	備 考
<p><u>及び強度の施設を整備すること。</u></p> <p>イ 管理者は、<u>実験動物管理者、実験実施者及び飼養者が実験動物に由来する疾病にかかることを</u>予防するため、必要な健康管理を行うこと。</p> <p>ウ 管理者及び実験動物管理者は、<u>実験実施者及び飼養者が危険を伴うことなく作業ができる施設の構造及び飼養又は保管の方法を確保すること。</u></p> <p>エ <u>実験動物管理者は、施設の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認が行われるようにすること。</u></p> <p>オ 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次に掲げるところにより、相互に実験動物による危害の<u>発生</u>の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めること。</p> <p>(i) 実験動物管理者は、実験実施者に対して実験動物の取扱い方法についての情報を提供するとともに、飼養者に対して<u>その飼養又は保管について必要な指導</u>を行うこと。</p> <p>(ii) 実験実施者は、実験動物管理者に対して実験等に利用している実験動物についての情報を提供するとともに、飼養者に対して<u>その飼養又は保管について必要な指導</u>を行うこと。</p> <p>(iii) 飼養者は、実験動物管理者及び実験実施者に対して、<u>実験動物の状況を報告</u>すること。</p> <p>カ 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに実験等に関係のない者が実験動物に接することのないよう必要な措置を講じること。</p> <p>(2) 有毒動物の飼養及び保管</p>	<p>第 6 危害防止</p> <p>3 管理者は、<u>実験動物からの疾病のり患</u>を予防するため、<u>実験動物管理者及び飼養者の健康について必要な健康管理</u>を行うこと。</p> <p>第 6 危害防止</p> <p>2 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次により、相互に実験動物による危害防止に必要な情報の提供等を行うように努めること。</p> <p>(1) 実験動物管理者は、実験実施者に対して実験動物の取扱い方法についての情報を提供するとともに、飼養者に対し、その飼養又は保管について必要な指導を行うこと。</p> <p>(2) 実験実施者は、実験動物管理者に対して実験等に利用している実験動物についての情報を提供するとともに、飼養者に対し、その飼養又は保管について必要な指導を行うこと。</p> <p>(3) 飼養者は、実験動物管理者及び実験実施者に対して実験動物についての状況を報告すること。</p> <p>第 6 危害防止</p> <p>1 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに実験等に関係のない者が実験動物に接することのないよう必要な措置を講ずること。</p>	

実験動物の飼養及び保管等に関する基準対照表

平成 18 年の基準（環境省告示）	昭和 55 年の基準（総理府告示）	備 考
<p><u>毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備えるとともに、事故発生時に医師による迅速な救急処置が行える体制を整備し、実験動物による人への危害の発生の防止に努めること。</u></p> <p>(3) 逸走時の対応</p> <p>管理者等は、<u>実験動物が保管設備等から逸走しないよう必要な措置を講じること。</u>また、<u>管理者は、実験動物が逸走した場合の捕獲等の措置についてあらかじめ定め、逸走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めるとともに、人に危害を加える等のおそれがある実験動物が施設外に逸走した場合には、速やかに関係機関への連絡を行うこと。</u></p> <p>(4) 緊急時の対応</p> <p>管理者は、<u>関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急時に採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、管理者等は、緊急事態が発生したときは、速やかに、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。</u></p> <p>4 <u>人と動物の共通感染症に係る知識の習得等</u> <u>実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めること。</u>また、<u>管理者、実験動物管理者及び実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めること。</u></p> <p>5 <u>実験動物の記録管理の適正化</u></p> <p>管理者等は、<u>実験動物の飼養及び保管の適正化を図るため、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備する等、実験動物の記録管理を適正に行うよう努める</u></p>	<p>第6 危害防止</p> <p>4 管理者等は、<u>実験動物が保管場所から脱出しないよう必要な措置を講ずること。</u></p> <p>5 管理者は、<u>実験動物が脱出した場合の措置についてあらかじめ対策を講じ、事故の防止に努めること。</u></p> <p>第6 危害防止</p> <p>6 管理者は、<u>地震、火災等の非常災害に際して採るべき緊急措置を定め、非常災害が発生したときは、速やかに実験動物を保護し、及び実験動物による事故の防止に努めること。</u></p>	

実験動物の飼養及び保管等に関する基準対照表

平成 18 年の基準（環境省告示）	昭和 55 年の基準（総理府告示）	備 考
<p><u>こと。また、人に危害を加える等のおそれのある実験動物については、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別措置を技術的に可能な範囲で講じるよう努めること。</u></p> <p>6 輸送時の取扱い</p> <p>実験動物の輸送を行う場合には、次に掲げる事項に留意し、実験動物の健康及び安全の確保並びに実験動物による人への危害等の発生の防止に努めること。</p> <p>ア <u>なるべく短時間に輸送できる方法を採ること等により、実験動物の疲労及び苦痛をできるだけ小さくすること。</u></p> <p>イ <u>輸送中の実験動物には必要に応じて適切な給餌及び給水を行うとともに、輸送に用いる車両等を換気等により適切な温度に維持すること。</u></p> <p>ウ <u>実験動物の生理、生態、習性等を考慮の上、適切に区分して輸送するとともに、輸送に用いる車両、容器等は、実験動物の健康及び安全を確保し、並びに実験動物の逸走を防止するために必要な規模、構造等のものを選定すること。</u></p> <p>エ <u>実験動物が保有する微生物、実験動物の汚物等により環境が汚染されることを防止するために必要な措置を講じること。</u></p> <p>7 施設廃止時の取扱い</p> <p><u>管理者は、施設の廃止に当たっては、実験動物が命あるものであることにかんがみ、その有効利用を図るために、飼養又は保管をしている実験動物を他の施設へ譲り渡すよう努めること。やむを得ず実験動物を殺処分しなければならない場合にあつては、動物の殺処分方法に関する指針（平成 7 年 7 月総理府告示第 40 号。以下「指針」という。）に基づき行うよう努めること。</u></p>	<p>第 3 導入に当たつての配慮</p> <p>2 <u>実験動物の輸送に当たる者は、その輸送に当たっては、次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全並びに実験動物による事故の防止に努めること。</u></p> <p>(1) <u>実験動物の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選ぶこと。</u></p> <p>(2) <u>輸送中の実験動物には、必要に応じて適切な飼料及び水の給与を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>実験動物の生理、生態、習性等を考慮の上、適切に区分して輸送する方法を採るとともに、輸送に用いる車両、容器等は、実験動物の健康及び安全を確保し、並びに実験動物の脱出を防止するために必要な規模、構造等のものを選定すること。</u></p> <p>(4) <u>実験動物の微生物、汚物等により環境が汚染されることを防止するために必要な措置を講ずること。</u></p>	

実験動物の飼養及び保管等に関する基準対照表

平成 18 年の基準（環境省告示）	昭和 55 年の基準（総理府告示）	備 考
<p>第 4 個別基準</p> <p>1 実験等を行う施設</p> <p>(1) 実験等の実施上の配慮</p> <p>実験実施者は、実験等の目的の達成に必要な範囲で実験動物を適切に利用するよう努めること。また、<u>実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、麻酔薬、鎮痛薬等を投与すること、実験等に供する期間をできるだけ短くする等実験終了の時期に配慮すること等により、できる限り実験動物に苦痛を与えないようにするとともに、保温等適切な処置を採ること。</u></p> <p>(2) 事後措置</p> <p><u>実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、実験等を終了し、若しくは中断した実験動物又は疾病等により回復の見込みのない障害を受けた実験動物を殺処分する場合にあつては、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与、頸(けい)椎(つい)脱臼(きゅう)等の化学的又は物理的方法による等指針に基づき行うこと。また、実験動物の死体については、適切な処理を行い、人の健康及び生活環境を損なうことのないようにすること。</u></p> <p>2 実験動物を生産する施設</p> <p><u>幼齢又は高齢の動物を繁殖の用に供さないこと。また、みだりに繁殖の用に供することによる動物への過度の負担を避けるため、繁殖の回数を適切なものとする。ただし、系統の維持の目的で繁殖の用に供する等特別な事情がある場合については、この限りでない。また、実験動物の譲渡しに当たっては、その生理、生態、習性等、適正な飼養及び保管の方法、感染性の疾病等に関する情報を提供し、譲り受ける者に対する説明責任を果た</u></p>	<p>第 5 実験等の実施上の配慮及び終了後の処置</p> <p>1 実験実施者は、実験等の目的を達成するために必要な範囲で実験動物を適切に利用するよう努めること。</p> <p>2 <u>実験動物管理者又は実験実施者は、次の事項に留意し、実験等の実施及び実験等の終了後の処置に当たるように努めること。</u></p> <p>(1) <u>実験等に当たっては、その実験等の目的に支障を及ぼさない範囲で麻酔薬等を投与すること等によりできる限り実験動物に苦痛を与えないようにするとともに、保温等適切な処置を採ること。</u></p> <p>(2) 実験等を終了し、又は中断した実験動物を処分するときは、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与、又は頸椎（けいつい）脱臼（きゅう）等によつて、<u>実験動物にできる限り苦痛を与えないようにすること。</u></p> <p>(3) 実験動物の死体については、適切な処置を講じ、人の健康及び生活環境を損なうことのないようにすること。</p>	

実験動物の飼養及び保管等に関する基準対照表

平成 18 年の基準（環境省告示）	昭和 55 年の基準（総理府告示）	備 考
<p><u>すこと。</u></p> <p>第 5 準用及び適用除外</p> <p>管理者等は、<u>哺乳類、鳥類又は爬虫類</u>に属する動物以外の動物を実験等<u>の利用に供する</u>場合においてもこの基準の趣旨に沿って<u>行うよう努めること。</u><u>また、この基準は、畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を行うことを目的として実験動物の飼養又は保管をする管理者等及び生態の観察を行うことを目的として実験動物の飼養又は保管をする管理者等には適用しない。</u><u>なお、生態の観察を行うことを目的とする動物の飼養及び保管については、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成 14 年 5 月環境省告示第 37 号）に準じて行うこと。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>第 9 補則</p> <p>管理者等は、<u>ほ乳類及び鳥類</u>に属する動物以外の動物を実験等<u>に利用する</u>場合においてもこの基準の趣旨に沿って<u>措置する</u>ように努めること。</p> <p>第 10 適用除外</p> <p>1 この基準は、畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を行うことを目的として飼養し、又は保管する実験動物の管理者等には適用しない。</p> <p>2 この基準は、<u>生態の観察を行うことを目的として飼養し、又は保管する実験動物の管理者等には適用しない。</u><u>ただし、当該実験動物に係る飼養及び保管に関する基準について</u><u>は、展示動物等の飼養及び保管に関する基準（昭和 51 年総理府告示第 7 号）の第 3（1 を除く。）、第 4（1 の(3)、(4)及び 4 を除く。）、第 6 及び第 7 の 2 に定める事項を準用する。</u></p> <p>第 8 実験動物生産者の採るべき措置</p> <p><u>実験等のためほ乳類及び鳥類に属する動物を生産する者は、次の事項に留意し、動物の生理、生態、習性等を理解し、及び愛情をもって飼養するように努めるとともに、責任をもってこれを保管すること。</u></p> <p>(1) <u>動物の生理、生態、習性等に応じた適切な施設を設け、適切に飼料及び水の給与を行い、動物が疾病にり患することを予防する等必要な措置を講ずること。</u></p> <p>(2) <u>生活環境の保全のため、動物の汚物等の適切な処理を行い、及び生産の場を常に清潔にすることにより、環境の汚損の防止に努めるとともに、生産に従事する者の動物からの疾病のり患を予防する等必要な健康管理を行うように努めること。</u></p>	